

【本保護方針を有効に運用するための具体的な施策】

1. 情報セキュリティに関する法令等の遵守

当社グループは、情報セキュリティに関する政府が規程する法令のうち、当社グループの事業に関連する法令等については、以下の関連法令等及び社内規程等に定める法令に照らして違反することの無いように策定すると共に当社グループの役員及び従業員に対して遵守させるものとします。

- ・サイバーセキュリティ基本法
- ・刑法
- ・著作権法
- ・電気通信事業法
- ・電子署名及び認証業務に関する法律
- ・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・その他社内規程等に定める法令

所管部門により、関連規程である「情報セキュリティ基本方針」「情報管理規程」等の改訂及び見直しを定期的実施すると共に、関係する法令およびその他の規範を関係省庁・団体のウェブサイトやセミナーなどで収集特定し、最新の内容を維持するものとします。

なお基準に違反した場合は就業規則その他の規則に基づき処罰するものとして厳正な対応をしております。

2. 情報セキュリティ管理体制の構築

同保護方針の適用者は、全ての役員及び従業員とし、情報セキュリティに関する業務を管掌・担当する役職員において構成する情報セキュリティ管理者会議において、情報共有を図っております。同会議において、全社的に協議が必要と判断した事項につきましては、株式会社リログループの情報セキュリティに関連する部門の役員と、主な事業会社の代表取締役社長等で構成する情報セキュリティ経営諮問会議において、協議を行っております。

また、お客様の個人情報をお預かりする各グループ会社においては、プライバシーマークの認証を取得すると共に、個人情報を含む情報の管理を適正に行っております。同認証を取得していないグループ会社におきましても、同様の規程等を適用かつ運用することにより、取得会社と同等の情報管理を実施しております。

3. 情報資産の管理

当社グループの取り扱う情報資産については、内容につき精査のうえ峻別・整理をしております。その上で、内容に応じて会社で定めた「情報セキュリティ対策基準」に基づき厳正に保管管理しており、定期的に改訂及び見直しを行っております。

4. 情報セキュリティ対策の継続的改善

上記（3.）にて定める定期的な見直しのみならず、リログroup各社において自己点検を実施し、情報セキュリティマネジメント・サイクルが有効に機能していることを日常的に確認しており、当該自己点検の内容を、リログroup内部監査室は、自己点検と併用し情報セキュリティマネジメント・サイクルの有効性を監査しております。

なお自己点検や監査の結果、報告書等より得られた情報から情報セキュリティマネジメントの状況を評価し判断するとともに、適切な改善目標を決定しております。

5. 情報セキュリティに関する教育

当社グループおよび国内グループ会社は、役員及び従業員を対象に、e-Learning を通じて情報セキュリティ関連（個人情報保護管理を含む）についての研修を定期的実施しております。内容としては、社外で起きた情報漏洩に関する事故情報や、最新のネットワークセキュリティに関する情報共有などを行います。また、社内のイントラネットワークにおける情報セキュリティ対策基準をはじめとする規程を周知することにより、当該事象が当社グループグループでは発生しないよう注意喚起メッセージを適宜掲示することにより、社員の意識付け、教育を徹底しております。

以 上